

第4回 貨物軽自動車運送事業適正化協議会 議事概要

【日時】令和6年7月31日（水）13:00～14:10

【出席者】別紙の通り

冒頭、国土交通省物流・自動車局長 鶴田より開会の挨拶を行った。
議事次第に沿って、行政から下記に関する資料を説明後、意見交換が行われた。

- [貨物軽自動車運送事業者に対する今後の安全対策]
- [貨物軽自動車運送事業に係るアンケート結果]
- [貨物軽自動車運送事業者の新規制対応への負担軽減及び周知策]

出席者から出された主な発言は以下の通り。

今後の安全対策

- 貨物軽自動車安全管理者の講習機関は、元請事業者が担っても良いか。
 - 運行管理者講習機関と同様、問題ないと考えている。今後講習機関の登録要件を策定する予定。
- 講習のeラーニング化を歓迎する。運転者の新規登録時に、受講証明証の提出を必須化することで対応していきたい。eラーニングの証明書は、PDF等の電子データを活用できることが望ましい。また、事故報告においても電子化を進めてほしい。
- 業務記録について、フォーマットは各社で作成して良いか。
 - 良い。可能な限り電子化を図ってほしい。
- デジタルを活用して、効率よくデータ収集を行いたい。業務記録の作成・保存を事業者に依頼するにあたり、どのようなことを念頭に置けばよいか。
 - 労務時間の可視化に活用できると思っている。また、監査等の際に活用することも想定される。
- 運転者の稼働データ等を共有し、施策の検討に協力していきたい。
- 管理者選任届出、事故届出等のオンライン化が進むことに合わせ、委託事業者とともに効率化を図っていきたい。
- 国が想定している工程表（事業者における望ましい動きやその時期）を示してほしい。
- 本件に関する問い合わせ窓口を設置してほしい。
 - 今後設置予定であり、その際には連絡する。

事業者に対する周知

- 今後法令に関するガイドラインを独自に作成する予定であり、ご相談しながら進めていきたい。

- 具体的な良い周知方法があれば、協議会の場を通じて情報交換していきたい。
- 引き続き内容を理解したうえで、委託先事業者に働きかけていきたい。
- デジタル技術を活用して、効率よく周知を行いたい。
- 既に周知に取り組んでいる。なお、事業者の高齢化が進んでおり、インターネットを使いこなせない事業者に対しても配慮してほしい。
- 既に事業者に対して情報を発信する仕組みがあるので、それを活用して周知していきたい。
- 情報をまとめた国の Web ページの QR コードを国から提供いただく等、事業者が情報を確認しやすくすることも一案である。
- 事故は荷主への影響が大きいこともあり、業務記録や事故報告は荷主からの関心も大きい。荷主に対しても周知を行うことが望ましい。周知をはじめとした国の取組に協力していきたい。
- 周知においては、関心が低い事業者の意識改革を行うことが重要となる。
- 関心が低い事業者に対する周知は、コストや手間がかかることが懸念される。

規制の実効性担保

- 一般貨物自動車運送事業者における G マーク制度のような、法令遵守している事業者が適切に評価される仕組みづくりも検討いただきたい。
- 法令違反した際に、罰則はあるのか。
 - 一般貨物自動車運送事業者等と同様、不適切な事業者は行政処分の対象となる。
- 零細事業者における規制履行が課題となる。
- 一般貨物自動車運送事業者と同様、貨物軽自動車運送事業者に対しても巡回指導を実施することを想定しているか。
 - 今後検討が必要と認識。

以上